

**令和7年度 林業専用道整備事業 林内路網整備計画策定業務  
特記仕様書**

(適用)

第1条 本特記仕様書は、浜松市（以下「発注者」という。）が発注する「令和7年度 林業専用道整備事業 林内路網整備計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、既存の林内路網情報と森林経営計画等の森林情報を照合・分析し、林業専用道等の基盤整備が必要な箇所を選定し、優先順位付けすることで、大型トラックによる木材輸送を可能とする効率的な林内路網の整備計画を策定することを目的とする。これにより、木材輸送コストの削減、森林施業の効率化、素材生産量の向上、林齢の平準化、さらには森林整備を通じたカーボンニュートラルの実現に貢献するものとする。

(通則)

第3条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務委託契約書、業務委託設計図書、及び本特記仕様書に基づき、発注者と密に連絡を取り、適切かつ誠実に業務を行わなければならない。

(業務対象箇所)

第4条 本業務の対象区域は、浜松市森林整備計画に基づく森林区域とする。

(配置技術者)

第5条 本業務においては、次に掲げる条件を満たす管理技術者を配置すること。

- ・技術士（建設部門、森林部門のいずれか）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画、道路、森林土木のいずれか）の資格を有すること

(業務内容)

第6条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 作業計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務実施方法、実施体制、工程等について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

## (2) 既存資料整理

業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。データの整理に当たっては、GISを活用するものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、本特記仕様書に示す関係機関（事業主体）より(3)ヒアリングで収集するものとする。

## (3) ヒアリング

森林経営計画策定者や林業事業体等を対象として、林内路網の問題点や課題、今後の展望等についてヒアリング調査（全体事前説明と関係機関別ヒアリング）を実施し、その結果を取りまとめるものとする。

当該ヒアリング調査の実施にあたっては、事前に調査内容について発注者との協議を行い、調査計画を策定するものとする。整備計画方針検討

関係機関へのヒアリング結果を踏まえ、整備対象となる路網の選定方法について検討を行い、合理的かつ客観的な基準に基づき路網を選定するための手法を構築するものとする。

次に、選定された各路網に対して整備優先度及び整備時期を検討するための評価手法を策定する。

当該評価にあたっては、適切な評価項目を設定し、定量的な比較及び分析が可能となる手法について検討を行うものとする。

## (4) 路網選定

整備計画方針に基づき、開設及び改良整備対象となる路網の選定を行うものとする。選定された各路網については、整備の優先度及び整備時期を検討する。

これらの検討結果に基づき、効率的な林内路網整備計画の立案を行うものとする。

## (5) 図上ルート検討

既存資料整理を踏まえ、選定した路網について、縮尺1万分の1の地形図に、起点、終点及び主要な通過点を図示し、等高線間隔によって縦断勾配を検討して基本計画路線を記入するものとする。また、既存資料と合わせ、GISデータも作成するものとする。

## (6) 報告書作成

実施した業務の過程や内容を整理し、報告書を作成するものとする。

## (7) 打合せ協議

業務の進捗に合わせ、原則として5回（業務着手時、中間3回、成果品納入時）打合せを行い、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上に努める。受注者は、打合せ後速やかに打合せの記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、必要に応じて資料作成等を行うものとする。

(貸与資料)

第7条 本業務での貸与資料は、以下のとおりとする。

- ・ 天竜地域森林計画
- ・ 浜松市森林・林業ビジョン
- ・ 浜松市森林整備計画
- ・ 森林経営計画
- ・ 森林簿
- ・ 林道台帳

(成果品)

第8条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書 (A4版) 2部
- (2) 本業務において作成したすべての資料電子データ・1式

調査項目	成果品項目	
報告書	浜松市林業専用道等整備計画 ヒアリング記録	
図面	位置図 路網計画図	

(成果品の帰属)

第9条 成果品のうち、特にその帰属を限定したもの以外は全て発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに、ほかに公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

(瑕疵)

第10条 本業務完了後において、明らかに受注者の責を伴う業務上の瑕疵が発生した場合、受注者は、発注者の指示により速やかに補完及び修正を行うものとする。

(その他)

第11条 本業務を進めるにあたり業務契約書等に「疑義」、または「定めのない事項」が生じた場合は、受注者は発注者との協議によって解決するものとする。また、業務の種別、数量の変更は、変更契約の対象とする。